

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成31年 3月29日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

#### 香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程  
香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(預り金) 第46条 略</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) 医療費預り金</u> <u>(4) 略</u></p> <p>(預り金の受入れ及び払出し) 第47条 <u>預り金(医療費預り金を除く。)</u>の受入れ及び払出しについては、 第3章の規定を準用する。 2 略</p>	<p>(預り金) 第46条 企業出納員は、保証金その他病院事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。 (1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(預り金の受入れ及び払出し) 第47条 預り金の受入れ及び払出しについては、第3章の規定を準用する。 2 略</p>

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。